

オオタカ指定解除の検討過程と解除後の対応

指定解除に至るまで（～2017.9.21）

国内希少野生動植物種の指定解除要件（抜粋）

カテゴリーが準絶滅危惧（NT）へとダウンリストし、次のレッドリストの見直しにおいても絶滅危惧Ⅱ類（VU）以上に選定されない場合、解除による種への影響も含めた指定解除についての検討を開始する。

『絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略』より（平成26年4月策定）

2006年 第3次RL→オオタカはNT 2012年 第4次RL→オオタカはNT

2013 ◎ 2013年5月15日 野生生物小委員会

オオタカ指定解除の検討開始について了承。

・ 2013年6月3日～7月2日：パブリックコメント

◎ 2013年7月17日 野生生物小委員会（パブコメ結果報告）

・ 2013年10月23日：オオタカ問題シンポジウム

・ 2014年3月9日：東京オオタカシンポジウム

調査方法やデータは正しいのか

心配の声

・ 2014年7月：オオタカ生息状況に関する追加のアンケート調査

・ 2014年10月4日：シンポジウム（希少種解除の課題）

◎ 2014年10月16日 野生生物小委員会

指定解除の方針について合意。

オオタカを希少種から外すと里山を守れなくなる

ただし、NGO、学会等に十分周知し理解を求めることが条件。

・ 2016年1月～3月：指定解除に係る意見交換会

・ 2016年4月まで：ホームページ上でも意見募集

・ 2017年4月19日：中環審への諮問の前提となる専門家からなる検討会において指定解除方針について合意

◎ 2017年5月22日 野生生物小委員会

オオタカ指定解除を内容とする種の保存法施行令案について了承

・ 2017年5月～6月：政令改正に関する各省協議、都道府県事前説明

・ 2017年7月4日～8月3日：パブリックコメント

◎ 2017年8月23日 野生生物小委員会（諮問）

◎ 2017年8月29日 閣議決定、9月21日指定解除

指定解除後の対応

- ① 捕獲等の規制
- ② 流通の規制
- ③ 輸出入の規制

鳥獣保護管理法に基づく規制に移行

- ・ 「希少鳥獣」の指定解除により、捕獲の許可権限は県へ。
- ・ 生きている個体は、鳥獣法に基づく飼養登録の対象となる。（都道府県に登録。1年更新。足環装着。）
- ・ 鳥獣法では、愛がん飼養・販売目的での捕獲は許可されない。
- ・ オオタカ及びその卵を販売禁止鳥獣等へ追加。
- ・ CITESⅡであることは変わらないため、外為法による輸出入規制は継続。

④ モニタリングの実施

（オオタカ生息状況等調査委託業務）

※環境省事業は平成29年度より5年を目途として実施

<実施内容>

- ・ モニタリング区（6箇所）での営巣数と繁殖成績の調査
- ・ 全国におけるオオタカの生息・繁殖状況把握（ヒアリング、アンケート等）
- ・ 指定解除による生息状況への影響把握（ヒアリング、アンケート等）

+

環境省事業終了後も長期的なモニタリングができる体制の構築

- ・ 全国鳥類繁殖分布調査等の参加者へのアンケート
- ・ NGO等による既存のオオタカの調査・保護活動と連携

指定解除の検討過程